

厚真町庁舎周辺等整備
基本設計委託業務特記仕様書

令和5年5月 厚 真 町

I 業務概要

1. 業務名

厚真町庁舎周辺等整備基本設計委託業務

2. 業務目的

本町では平成29年11月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備基本構想」、平成30年8月に「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本計画」を策定しているが、本町に甚大な被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震や、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢も大きく変化していることから、広く町民等の意見を踏まえながら、令和5年3月に「厚真町庁舎周辺等整備事業基本構想・基本計画（以下、「基本構想・基本計画」という。）」を策定した。

本業務は、基本構想・基本計画を踏まえ、対象エリアの一体的な整備に向けた全体計画及び役場新庁舎、(仮称)文化交流施設、広場・公園、上下水、道路等の基本設計を行うものである。

3. 業務内容

- ・ 全体計画検討
- ・ 厚真町役場新庁舎基本設計
- ・ (仮称) 厚真町文化交流施設基本設計
- ・ 厚真町庁舎周辺等整備広場・公園等基本設計
- ・ 厚真町庁舎周辺等整備上下水道基本設計
- ・ 厚真町庁舎周辺等整備道路概略設計
- ・ 合意形成支援
- ・ 打ち合わせ及び記録

4. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5. 対象施設

施設名称	別添1・2に示す対象エリアに配置する次の施設 ①厚真町役場新庁舎 ②厚真町文化交流施設（(仮称) アイヌ歴史文化センター含む） ③区域内の広場・公園等（外構及び造成、駐車場を含む） ④区域内の上下水道 ⑤区域内の道路
所在	北海道勇払郡厚真町京町120番地他

6. 設計と条件

①敷地等条件

対象エリア	別添 1 に示す対象エリア 約 5.5ha
都市計画区域	苫小牧圏都市計画区域（市街化区域）
用途地域	第一種住居地域
防火地域等	建築基準法第 22 条区域

②上位・関連計画

次の上位・関連計画等を踏まえるものとする。

- a 厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画
- b 第 4 次厚真町総合計画改訂版
- c 復旧・復興計画第 3 次
- d 第 2 期まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略
- e 厚真町強靱化計画
- f 厚真町地域防災計画
- g 厚真町業務継続計画
- h 厚真町都市計画マスタープラン
- i 厚真町立地適正化計画
- j 厚真町公共施設等総合管理計画
- k 公共施設等総合管理計画個別計画

③業務管理責任者の資格要件

業務管理責任者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

④プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

受託者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

Ⅱ 各業務の内容

1. 全体計画検討

基本構想・基本計画を踏まえ、本整備事業に係る下記事項について検討する。

- ①対象エリアにおける全体配置計画
- ②各基本設計業務の調整及びとりまとめ
- ③事業全体の工程計画の作成

2. 厚真町役場新庁舎基本設計

2-1. 業務概要

①計画施設の概要

- (1)施設名称 厚真町役場新庁舎
- (2)敷地の場所 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地他
- (3)施設用途 庁舎

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 類型 4 第 2 類とする。

②設計と条件

(1)敷地の条件

- a 敷地の面積 「1. 全体計画検討」を踏まえて検討し決定する。
- b 用途地域及び地区の指定 第一種住居地域

(2)施設の条件

- a 施設の延べ面積 (新築：約 2,900 m²程度) 各面積については本業務にて検討し決定する。
- b 構造 本業務にて検討し決定する。
- c 付帯工事概要 本業務にて検討し決定する。
- d 設備概要 本業務にて検討し決定する。

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号)の耐震安全性の分類に基づき、以下を基本に本業務で検討し決定する。

- | | |
|-----------|-----|
| ア 構造体 | I 類 |
| イ 建築非構造部材 | A 類 |
| ウ 建築設備 | 甲類 |

(3)建設の条件

- a 予定工事費 約 22.8 億円 (消費税及び地方消費税を含む)
- b 建設予定工期 令和 7 年～令和 8 年を予定

2-2. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（北海道建設部建築局）」による。

①業務の範囲

(1) 一般業務

a 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計
- ・ 外構基本設計
- ・ 工事費概算
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

(2) 追加業務

- ・ 木造等特殊構造検討
- ・ ZEB 検討（ZEB 認証は含まず）
- ・ 鳥瞰図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 外観図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 内観図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 概略工事工程表の作成業務

②業務の実施

(1) 一般事項

a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者をおく。

ア 建築総合設計（積算業務も含む）

- ・ 建築総合主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築総合主任技術者は（一級建築士）であること。
- ・ 建築総合主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
- ・ 建築総合主任技術者と管理技術者は兼任できる。

イ 建築構造設計

- ・ 建築構造主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築構造主任技術者は（一級建築士）であること。
- ・ 建築構造主任技術者と管理技術者は兼任できる。

ウ 電気設備設計

- ・ 電気主任技術者をおくこととする。

- ・電気主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。

エ 機械設備設計（積算業務も含む）

- ・機械主任技術者をおくこととする。
- ・機械主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。

オ その他

- ・建築構造設計にあたっては構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- ・設備設計にあたっては設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- ・電気主任技術者と機械主任技術者は兼任できる。

(2) 適用基準等

a 設計

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・構造設計指針
- ・北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル

(3) 成果品の提出場所(厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室)

(4) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させる。

(5) 道産材等の使用

受託者は、当該工事の設計にあたり、使用する主要資材は道産資材及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）

(6) 地域材の使用

受託者は、当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を積極的に使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用に当たり、事前に業務担当員と協議すること。

地域材とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(7) シックハウス対策

受託者はシックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定）について検討し、設計に反映させること。

検討に当たっては、「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき検討を行うこと。

(8) 電算機の使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(9) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	一般業務	・仕様概要書	
		・仕上表	
		・面積表及び求積図	
		・敷地案内図	
		・配置図	
		・平面図（各階）	
		・断面図	
		・立面図（各面）	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
建築構造	一般業務	・基本構造計画案	
		・構造計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
電気設備	一般業務	・電気設備計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
機械設備	一般業務	・空気調和設備計画概要書	
		・給排水衛生設備計画概要書	
		・昇降機設備計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
共通	追加業務	・木造等特殊構造検討	
		・ZEB 検討	
		・鳥瞰図作成	
		・外観図作成	
		・内観図作成	

③成果品及び提出部数等

(1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
a 建築総合				
・ 建築（総合）設計図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 基本設計説明書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
b 建築構造				
・ 基本構造計画案	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 構造計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 構造仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
c 電気設備				
・ 電気設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
d 機械設備				
・ 空気調和設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 給排水衛生設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 昇降機設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
e その他				
・ 鳥瞰図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 外観図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 内観図	A3 判	各 1 部	3 部	
f 資料				
・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A3 判	一式	3 部	

(注 1)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

3. (仮称)厚真町文化交流施設基本設計

3-1. 業務概要

①計画施設の概要

- (1)施設名称 厚真町文化交流施設 ((仮称) アイヌ歴史センターを含む)
- (2)敷地の場所 北海道勇払郡厚真町京町 120 番地他
- (3)施設用途 文化交流施設

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 類型 12 第 2 類とする。

②設計と条件

(1)敷地の条件

- a 敷地の面積 「1. 全体計画検討」を踏まえて検討し決定する。
- b 用途地域及び地区の指定 第一種住居地域

(2)施設の条件

- a 施設の延べ面積 新築：文化交流施設 約 2,360 m²程度
((仮称) アイヌ歴史文化センター約 360 m²程度を含む)
各面積については本業務にて検討し決定する。
- b 構造 本業務にて検討し決定する。
- c 付帯工事概要 本業務にて検討し決定する。
- d 設備概要 本業務にて検討し決定する。

「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号)の耐震安全性の分類に基づき、以下を基本に本業務で検討し決定する。

- | | |
|-----------|----|
| ア 構造体 | Ⅲ類 |
| イ 建築非構造部材 | B類 |
| ウ 建築設備 | 乙類 |

(3)建設の条件

- a 予定工事費 約 18.1 億円 (消費税及び地方消費税を含む)
- b 建設予定工期 令和 8 年～令和 9 年を予定

3-2. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書（北海道建設部建築局）」による。

①業務の範囲

(1) 一般業務

a 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計
- ・ 外構基本設計
- ・ 工事費概算
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

(2) 追加業務

- ・ 木造等特殊構造検討
- ・ ZEB 検討（ZEB 認証は含まず）
- ・ 鳥瞰図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 外観図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 内観図作成 種類（ノーマル仕上（普通））、判の大きさ（A 2判）、枚数（3枚）
- ・ 概略工事工程表の作成業務

③業務の実施

(1) 一般事項

a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者をおく。

ア 建築総合設計（積算業務も含む）

- ・ 建築総合主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築総合主任技術者は（一級建築士）であること。
- ・ 建築総合主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
- ・ 建築総合主任技術者と管理技術者は兼任できる。

イ 建築構造設計

- ・ 建築構造主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築構造主任技術者は（一級建築士）であること。
- ・ 建築構造主任技術者と管理技術者は兼任できる。

ウ 電気設備設計

- ・ 電気主任技術者をおくこととする。

- ・電気主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。

エ 機械設備設計（積算業務も含む）

- ・機械主任技術者をおくこととする。
- ・機械主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。

オ その他

- ・建築構造設計にあたっては構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- ・設備設計にあたっては設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- ・電気主任技術者と機械主任技術者は兼任できる。

(2)適用基準等

a 設計

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・木造建築工事標準仕様書
- ・構造設計指針
- ・北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル

(3)成果品の提出場所(厚真町総務課庁舎周辺等整備推進室)

(4)建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させる。

(5)道産材等の使用

受託者は、当該工事の設計にあたり、使用する主要資材は道産資材及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）

(6)地域材の使用

受託者は、当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を積極的に使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用に当たり、事前に業務担当員と協議すること。

地域材とは、道内の森林から産出され、道内で加工された木材をいう。

(7)シックハウス対策

受託者はシックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定）について検討し、設計に反映させること。

検討に当たっては、「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき検討を行うこと。

(8) 電算機の使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(9) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	一般業務	・仕様概要書	
		・仕上表	
		・面積表及び求積図	
		・敷地案内図	
		・配置図	
		・平面図（各階）	
		・断面図	
		・立面図（各面）	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
建築構造	一般業務	・基本構造計画案	
		・構造計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
電気設備	一般業務	・電気設備計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
機械設備	一般業務	・空気調和設備計画概要書	
		・給排水衛生設備計画概要書	
		・昇降機設備計画概要書	
		・仕様概要書	
		・工事費概算書	
		・各種技術資料	
共通	追加業務	・木造等特殊構造検討	
		・ZEB 検討	
		・鳥瞰図作成	
		・外観図作成	
		・内観図作成	

④成果品及び提出部数等

(1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
a 建築総合				
・ 建築（総合）設計図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 基本設計説明書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
b 建築構造・				
・ 基本構造計画案	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 構造計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 構造仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
c 電気設備				
・ 電気設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
d 機械設備				
・ 空気調和設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 給排水衛生設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 昇降機設備計画概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A3 判	各 1 部	3 部	
e その他				
・ 鳥瞰図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 外観図	A3 判	各 1 部	3 部	
・ 内観図	A3 判	各 1 部	3 部	
f 資料				
・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A3 判	一式	3 部	

(注 1)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築（総合）基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。

4. 厚真町庁舎周辺等整備広場・公園等基本設計

4-1. 対象・条件等

- ・対象面積（現状）：京町公園 約 1.1ha、つたえり公園 約 0.5ha
- ※「基本構想・基本計画」で示す、広場 約 0.7ha、京町公園 約 0.5ha、造成 約 0.4ha（厚真町役場新庁舎、厚真町文化交流施設の建設場所）、その他外構、駐車場を対象とする。
- ※設計対象施設及びその面積は、「1. 全体計画検討」を踏まえ、発注者と協議した上で決定することとする。
- ・積算基準：北海道建設部「土木事業委託積算基準 公園緑地設計」による
- ・適用種別：近隣公園基本設計

4-2. 業務内容

- ①与条件の細部検討
- ②諸施設の検討及び設定
- ③基本設計図の作成
- ④概算工事費の算出
- ⑤基本設計説明書の作成
- ⑥鳥瞰図及び透視図の作成
- ⑦報告書の作成

5. 厚真町庁舎周辺等整備上下水道基本設計

5-1. 対象・条件等

- ・上水道：L=約 455m（現状）
- ・下水道：L=約 453m（現状）

※設計対象施設及びその規模等は、「1. 全体計画検討」を踏まえ、発注者と協議した上で決定することとする。

5-2. 業務内容

①上水道の基本設計

- (1) 現地踏査
- (2) 設計計画
 - ・管網計算は含まない
 - ・平面計画および施工方法の検討
- (3) 各種計算
- (4) 図面作成（平面図 主要断面図）

②下水道の基本設計

- (1) 調査（資料収集、現地踏査）
- (2) 設計計画
- (3) 流量断面計算
- (4) 概略工法検討
- (5) 図面作成（平面図 主要断面図）

③報告書作成

6. 厚真町庁舎周辺等整備道路基本設計（予備設計）

6-1. 対象・条件等

- ・町道福祉センター通り線 : 396.26m（検討対象となる現状の路線延長/付け替えを想定）
- ・町道児童会館通り線 : 230.80m（検討対象となる現状の路線延長/付け替えを想定）
- ・町道京町1号線 : 約230m（検討対象となる現状の路線延長/拡幅を想定）

※設計対象施設及びその規模等は、「1. 全体計画検討」を踏まえ、発注者と協議した上で決定することとする。

6-2. 業務内容

- ・厚真町庁舎周辺等整備を対象とした基本設計に際し、必要となる道路基本設計（道路予備設計）を行う。

①道路概略設計 S=1/2,000~2,500、L=1km程度（市街地）

- ・道路予備設計（下記）に先立ち、厚真町庁舎周辺等整備に関する基本設計における複数案検討に際し、確保動線について、複数道路の配置、幅員等の整理を行う。

(1) 路線選定及び主要構造物計画

②道路予備設計 S=1/1,000~2,500、L=約600m程度（市街地）※設計対象施設の決定による

(1) 設計計画

(2) 現地踏査

(3) 路線選定

(4) 設計図及び関係機関との協議資料作成

(5) 概算工事費

(6) 報告書作成

- ・なお、これらの道路に関しては、別途検討する上下水道の埋設等を予定しているため、路線選定や設計図作成に関してはこれらの検討成果との整合を図ること。

7. 合意形成支援

①庁内の検討会議の運営支援

- ・運営支援の実施時期は、基本計画策定までとする。
- ・検討会議の会議資料及び議事録の作成、意見の整理をおこなう。

②町民参加手法の提案及び実施支援

- ・町民意見をより反映するための町民参加手法について検討し、実施支援すること。

8. 打ち合わせ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するために、担当職員と業務処理責任者は常に密接に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

Ⅲ 成果品

①業務報告書 3部

・「1. 全体計画検討」から「8. 打ち合わせ及び記録」の報告書を取りまとめたもの

②基本設計概要書 3部

・「1. 全体計画検討」から「7. 合意形成支援」を踏まえた、公表用の基本設計の概要を取りまとめたもの

③電子媒体（CD-R または DVD-R） 1枚

・上記の電子データ

※製本した成果品の体裁はPDF形式に整理・変換したファイルも合わせて提出する。

- ア 文書及び表 : Microsoft Office Word 及び Power Point 形式
- イ 表及びグラフ : Microsoft Office Excel 及び Power Point 形式
- ウ 写真 : Jpeg 形式
- エ 図面データ : JWW 形式、DXF 形式及び P21 形式

